

# ◆ 「質問権制度」 1枚提案書

## ◆◆◆ 1.定義 ◆◆◆

「質問権」とは国民の「知る権利」に含まれるもので、国民が政治、行政、立法、司法、また、公務員(政治家や官僚など)の違法行為、反道義的行為、これらについて、重要者に対し、質問する権利です。そして、「質問権制度」とは、その「質問権」の権益(すなわち報道内容)をより充実したものにするための制度です。

## ◆◆◆ 2.提案の背景 ◆◆◆

- 現在、日本の政治家や役人は、国民に対して、説明責任を誠実に果たしていない。はぐらかしが横行している。
- 現在、政府や自治体、政党や議員の記者会見の主催と参加記者の審査は、政府などの返答者側または記者クラブが行っている。このことは慣例にすぎないが、返答者側や記者クラブが主催権と審査権を所有しているような状態にある。(記者クラブは、主催権と審査権を法的な根拠に基づいて所有しているわけではなく、勝手に占有している。)
- 記者クラブは、記者会見の主催権と参加記者の審査権を占有することによって、小さなメディアの記者、フリーランス、外国人記者を排除し、その取材活動を妨害している。
- 記者クラブの記者は、記者懇談会や官報接待、便宜供与によって、権力者と癒着しており、このことが政府などによる情報操作への加担、また、大手メディアの発表報道の大量生産につながっている。
- 記者クラブは、排他性と癒着によって、国民の「知る権利」を著しく妨害している。

## ◆◆◆ 3.目的 ◆◆◆

<主目的>

政治、行政、立法、司法に関する報道内容を国民にとって充実したものにする。

<大目的>

- 政治や行政、立法、司法に対する国民の監視を強化する。
- 政治に関する国民の意思形成に奉仕する。

<副目的>

- 記者クラブを廃止する。
- 大手メディアの発表報道をやめさせる。(政治権力者による大手メディアを利用した情報操作を防ぐ。)

## ◆◆◆ 5.構想 ◆◆◆

- 「質問権」を法律に定める。
- 「質問権」の行使の具体的な方法を記者会見とする。
- 記者会見の主催権について法律に定める。
- 記者会見に参加する記者の審査は国民による投票で行うことにする。
- 記者会見の運営について規則をつくる。
- その他、記者会見の報道内容を充実させるための方策をもうける。

\*\*\* 署名のお願い \*\*\*~~~~~

このサイトでは署名活動を行っております。「署名する」のページに、署名フォームがございますので、こちらをご利用ください。どうかよろしく願いいたします。